

(案)

佐渡市博物館ビジョン

令和8年●月

佐 渡 市

はじめに

佐渡市では、平成 16 年 3 月の島内 10 か市町村合併後も、旧市町村によって運営されていたほとんどの博物館・資料館を合併前同様に運営してきました。それら施設の常設展示は、耐震対策などを施しリニューアルした一部の施設を除けば開館当時のままで、大きな変更が為されていません。また、平成 23 年度には、佐渡市博物館協議会より博物館・資料館の再整備に関する考え方を示した「佐渡市博物館・資料館のあり方について」という答申が出されましたが、その実現には至っていません。佐渡市では市町村合併以降、市の行財政改革に取り組んでいるところですが、博物館運営においては、経常的な維持管理費が予算の大部分を占めることから老朽化施設の大規模な改修が充分にできていない状況にあり、持続可能な島づくりを進める上でも重要な博物館等の将来ビジョンの必要性が求められています。

一方、国は、平成 29 年に施行された文化芸術基本法において、「文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承・発展及び創造に活用しようとする」ことを示しています。その対応に際し、文化芸術に関する施策の推進にあたっては、行政機関・文化芸術団体・民間事業者・学校・地域等の連携をこれまで以上に重要なものとして捉えています。

「佐渡市博物館ビジョン」は、こうした状況を踏まえ、持続可能な博物館運営を実現するために、将来に向けたビジョンを定め、市民とともに博物館及び資料館の目指すべき姿を描くために策定するものです。

佐渡市長 渡辺竜五

1. 佐渡市の概要	
(1)佐渡の自然・歴史・文化	1
(2)佐渡市の現状	1
2. 博物館運営等に関する経過	
(1)佐渡の博物館・資料館の設置から現在までの経過	2
(2)佐渡市における博物館・資料館の現状	2
3. 博物館ビジョン策定の必要性	
(1)博物館を取り巻く近年の状況	3
(2)博物館に関する国の政策	3
(3)新潟県並びに佐渡市の関連計画	4
(4)佐渡市の博物館の状況	4
(5)博物館ビジョンの期間	4
4. 博物館協議会からの提言（佐渡市博物館協議会／令和7年3月19日）	
(1)運営体制の強化	5
(2)保存活用と教育普及	5
(3)観光機能の強化	5
5. 博物館の現状及び課題解決に向けた方針と対策	
(1)運営体制	6
(2)資料管理	7
(3)調査研究	8
(4)教育普及	8
(5)文化観光の推進	9
(6)博物館機能の充実	11
6. 将来の佐渡市の博物館像	12

7. ビジョンの実現に向けて.....	13
---------------------	----

8. 資料

(1) アンケート調査.....	14
(2) 佐渡市の博物館・資料館.....	24
(3) 「佐渡市立博物館・資料館のあり方」.....	31
(4) 用語集.....	35

1. 佐渡市の概要

(1) 佐渡の自然・歴史・文化

佐渡は新潟市の西側 40km に位置し、約 280km の海岸線と 855 km²の面積を有する日本海側最大の離島です。

佐渡島の北東から南西方向には「大佐渡山地」と「小佐渡丘陵」が連なり、この間に島の穀倉地帯、「国中平野」が広がっています。

周囲を流れる海流などの影響もあって多様性に富んだ生物相を有する佐渡は、自然豊かな島であり、こうした海や山の生み出す恵みが人びとの暮らしを支えてきました。

佐渡は島国とはいえ古代には一国を為して、江戸時代には幕府の財政を支えたほどの金銀を産出する鉱山があり、北前船の寄港地としても栄えました。このような歴史は島の内外との物資や人びとの交流を生み、様々な文化が伝えられる要因ともなっています。

日本各地からもたらされた文化はそのまま今に残るものや、古くから伝えられてきた文化と融合し佐渡独特の文化として継承されているものなどがあり、その特徴から「佐渡は日本の縮図」とも称されています。

(2) 佐渡市の現状

佐渡市は、全国に先行して人口減少が進んでいて、昭和 25 年の 125,597 人をピークに、以後は人口減少に転じています。経済の高度成長期以降、多くの若者が島外へ転出し、人口減少が急速に進行し、過疎化に起因する高齢化率が国や県内平均よりも高くなっています。また、近年では、経済負担等による子育て環境への不安、未婚・晩婚化などの影響で出生率が低下しています。このことにより、地域における伝統行事や集落活動の規模縮小など、地域コミュニティの衰退が懸念されています。

こうした現状を踏まえ、佐渡市においては、人口減少下における公共サービスの維持・確保に向けた取組を進めています。

2. 博物館運営等に関する経過

(1) 佐渡の博物館及び資料館の設置から現在までの経過

佐渡の博物館・資料館の多くは、昭和 30 年代以降、それぞれの地域の特徴を反映させた博物館・資料館が、当時の市町村立の施設として設置され、財団法人佐渡博物館を除き、平成 16 年の市町村合併までの間、設置者である各市町村がそれぞれに運営をしてきました。平成 19 年、佐渡独特の歴史や文化、多様で豊かな自然などの調査研究と保存・活用を目指して「佐渡伝統文化研究所」が教育委員会世界遺産・文化振興課に設置されました。また、平成 21 年度には、研究所の機能を拡充強化することによって、地域学習の拠点化を図るために「佐渡伝統文化研究所」を「佐渡学センター」に改称し、島内の博物館・資料館の管理運営及び学芸業務をセンターに統合しました。

その後、令和 7 年度、市の組織改編に伴い、佐渡学センターの機能は教育委員会から市長部局へ移り、名称も「佐渡学センター」から「文化スポーツ課博物館係」へと移行しています。

(2) 佐渡市における博物館・資料館の現状

佐渡市には、博物館が 5 館（内、植物園 1）あり、これらの博物館は昭和 30～50 年代に建てられ、全てが登録博物館となっています。佐渡は、豊かな自然・歴史・文化を有する島であり、佐渡の博物館はこれらの自然や文化などの調査研究を行い、地域の特色を活かした資料を展示しています。

両津郷土博物館・相川郷土博物館・佐渡国小木民俗博物館では、国指定重要有形民俗文化財を収蔵・展示していて、特に相川郷土博物館は御料局佐渡支庁跡の建物、佐渡国小木民俗博物館は旧宿根木小学校をそれぞれ博物館として活用し、建物自体が文化財であり、両館の所在する土地も国指定史跡や重要伝統的建造物群保存地区に指定されるなど、文化財が展示の一部ともなっています。

また、その他にも資料館に該当する 8 施設があり、国指定重要文化財、著名なアマチュア作家の絵画、地域の民俗資料などを保管・展示しています。

管理・運営等については、平成 16 年に、それまでの旧市町村営の博物館 4 館及び資料館 8 館が佐渡市立の施設となり、平成 26 年には、財団法人の解散により佐渡博物館も佐渡市の施設となったことから、現在佐渡市では、13 の博物館・資料館等を運営しています。

このように、類似機能を有する施設群は、市内各地域の文化的特性などを知る上で効果の高いものではありませんが、複数かつ老朽化等による施設の修繕費用、さらには複数施設の管理費用の確保、各館統一の方法による資料管理など、数々の課題への対策も急務とされています。

3. 博物館ビジョン策定の必要性

(1) 博物館を取り巻く近年の状況

近年の社会情勢の変化に伴い、博物館に期待される役割などもこれまでとは変わってきました。そうした状況を国は次のように説明しています。

「博物館法の制定から約 70 年が経過する中で、日本の博物館は数の増加や設置主体の多様化が進み、その役割や機能をめぐる状況は大きく変化してきた。この間に成立した「文化芸術基本法」（平成 29 年改正・施行）や「文化観光推進法」などの新たな法制度は、博物館に求められる役割を「資料の収集・保管・展示・調査研究・教育」といった基本機能にとどめず、文化観光やまちづくり、インクルーシブな社会創生への貢献といった幅広い分野に拡張させる契機となった。

「文化芸術基本法」は、それまで個別法令に分散していた文化政策を一元的に整理し、文化芸術振興を「国家的課題」として位置づけた。同法は「すべての人が文化芸術を享受・参加・創造する権利を有する」と明記し、地域や社会的背景にかかわらず文化資源にアクセスできる社会の実現を掲げている。また、教育・産業・観光・福祉といった多様な分野と文化芸術が連携し、社会の発展に寄与すべきことを示しており、その中で博物館は図書館や美術館などと並び「文化芸術の基盤施設」として市民生活や地域活性化への積極的な貢献が期待されている。」（文化庁「文化芸術推進基本計画」）

(2) 博物館に関する国の政策

令和 4 年 4 月には博物館法が大きく改正されました。改正では、博物館の目的に「文化芸術基本法の精神に基づくこと」、「文化芸術の振興」、「地域社会との連携」が新たに明記され、事業には資料の電磁化や地域活力向上への寄与が加えられました。さらに、従来の登録博物館制度も見直され、法人類型にかかわらず登録可能となり、評価基準も面積や資料の収蔵件数といった物理的条件から、教育機関・NPO・福祉団体などとの連携実績、バリアフリー対応、デジタル活用といった社会的機能へと重点が移されています。

これらの制度的変化は、博物館を「モノを保管・展示する施設」から「人と人、人と地域をつなぐ文化創造の拠点」へと進化させるものです。

文化審議会博物館部会による「博物館制度の今後の在り方について（審議のまとめ）」においても、多様な主体との連携や地域課題の解決、文化観光への寄与などが博物館の使命として提示されています。

今後の博物館には、地域社会と協働し、多様な背景を持つ人々の文化参加を支える柔軟なプログラムの展開が求められています。同時に、それを担う学芸員をはじめとする

専門人材の育成や、行政依存から脱却した官民協働型の運営体制の整備も必要です。こうした変化の中で、博物館は地域に信頼され、市民に開かれた「学術的所産実践の場」としての役割を担うことが求められています。

(3)新潟県並びに佐渡市の関連計画

「佐渡市博物館ビジョン」は、博物館単独の計画としてではなく、市全体の将来像や政策目標と一体的に進めて行かなければなりません。そのため、新潟県が策定した「新潟県文化財保存活用大綱」や「新潟県文化振興基本計画」、佐渡市においては、「佐渡市総合計画」をはじめ、「佐渡市 SDGs 未来都市計画」、「第2期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「佐渡市教育振興基本計画」、「佐渡市文化振興ビジョン」など、関連計画との整合性を図りながら推進する必要があります。これらの計画は、人口減少対策、教育・文化振興、文化観光の資源としての活用、持続可能な地域づくりなど、博物館が関わるべき重要な視点を包含しています。「佐渡市博物館ビジョン」は、これらの施策と連携し、佐渡の自然・歴史・文化を守り育てると同時に、地域の誇りと魅力を内外に発信する役割を明確化するものです。

(4)佐渡市の博物館の状況

佐渡市は平成16年の発足以降も、市町村合併前に在ったほとんど全ての博物館・資料館を維持していますが、職員数は年々削減されており、そのような状況では、博物館の本来業務である調査研究や充実した展示が困難な状況にあります。さらに、行財政改革によって運営費が減少し、基準を充たさない施設の耐震化や設備更新も進んでいない現状です。博物館の再整備は喫緊の課題ですが、その将来像が定まらないまま現在に至っているため、将来の佐渡市にとって望ましい博物館の姿を博物館ビジョンにおいて示す必要があります。

(5)博物館ビジョンの期間

持続可能な博物館運営を実現するためには、一定の期間をかけて計画的に取り組む必要があることから、「佐渡市博物館ビジョン」は、令和8年度から概ね10年間を展望した博物館運営の方向を示すものとして策定します。なお、今後の社会情勢や国・県の動向なども踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4. 博物館協議会からの提言

令和7年3月に佐渡市博物館協議会より、「博物館・資料館のあり方」として、各館の特色を活かした持続可能な博物館・資料館の運営を目指し、次の提言がありました。

(1) 運営体制の強化

市内の博物館・資料館それぞれの施設に特化した運営を行うことと、佐渡の文化資源を調査研究する部署を統合すること。さらに、中心拠点となる1館を定め、登録博物館の再認定を目指し、市の財政規模に応じた施設数や、実現可能な事業計画を考慮すること。

(2) 保存活用と教育普及の強化

各施設の資料整理作業を集中的に実施すること、また、廃校などを収蔵庫として活用して博物館資料を集約すること、さらには教育普及活動を通して市民ボランティアを育成すること。

(3) 観光機能の強化

観光客が来館しやすい港近くに、佐渡全体の総合的な価値を発信できる文化観光の拠点を整備すること。

以上の提言を踏まえ、佐渡市博物館ビジョンを作成します。

5. 博物館の現状及び課題解決に向けた方針と対策

(1) 運営 体制	施設の運営	
	現状と 課題	<p>佐渡市の博物館は、旧市町村時代に設置した施設が市内各地に点在し、地域の特性に応じて資料の収集・保管・調査研究・展示・教育普及を担ってきました。しかし、多くの施設が耐用年数を過ぎて老朽化しており、建物や設備の劣化が進んでいます。さらに、令和7年7～8月に実施した市民・観光客アンケートでは、「展示が開館当時から更新されず代わり映えしない」、「施設が古く快適性に欠ける」等が課題として指摘されました。これらの状況を踏まえると、博物館をすべて現状のまま維持し続けることは困難であり、機能の見直しや運営方法の再構築が不可欠となっています。</p>
	方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況や地域性に合わせて各館の役割を明確化し、施設数や事業内容の見直し、将来的な機能分担も視野に入れながら、無理のない運営体制を整えます。 ・限られた人材と予算を効果的に配分し、各館が持つ特色を最大限に発揮できるよう調整します。また、必要に応じて指定管理制度や民間活用の可能性を検討し、運営効率を高めていきます。 ・行財政部門等と連携し、市の関連政策と文化政策を一体化することで、持続可能な博物館運営を実現します。
	対策	<p>佐渡市の博物館運営には、各施設の利用実態に応じた役割分担と、行財政状況を踏まえた持続可能な体制整備が求められています。観光客の多い施設は常設展示を中心とした観光客対応型とし、佐渡の自然・歴史・文化を理解しやすい展示内容に更新します。</p> <p>一方、市民利用が中心の施設は、講座や作品展示など教育普及を軸とした市民参加型の運営とします。これらを実現するため、施設数や規模の見直し、統廃合や機能集約、外部資金の活用、指定管理者制度など民間活力の導入を検討するなど、行財政部門と連携して持続可能で魅力ある運営を図ります。</p>
	職員体制	
	現状と 課題	<p>現在の博物館運営は、複数の施設を限られた学芸員や事務職員が兼務している状態です。これにより、常設展示の更新、調査研究、教育普及など博物館本来の機能が十分に発揮できない状況となっています。</p> <p>また、一部施設では受付業務をシルバー人材センター等に委託していますが、専門性の確保や運営の継続性、人材育成の面において課題が残ります。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市役所内の調査研究部門の連携を強化し、分野横断的かつ学際的な調査研究体制を確立します。 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究テーマの選定は、市民意見など社会的ニーズも考慮します。 ・全ての博物館職員が自己研鑽を含め研修等を利用し、博物館職員としてのスキルアップを図ります。
	対策	佐渡島内には、自然・歴史・文化といった多様な地域資源がありますが、今後は、世界遺産、ジオパーク、埋蔵文化財などの各部門の連携を強化し、分野横断的な視点からの調査研究、資料管理を進めます。こうした成果は、多様な佐渡の文化などの学術的情報として展示などにより市民等へ還元していきます。学芸員等を対象とする専門研修の活用はもとより、全ての職員が企画・広報等の研修にも参加することで、マネジメント能力を向上させます。
登録博物館の再認定		
	現状と課題	佐渡市は、5館の登録博物館を運営していますが、博物館登録の再認定に向けては、資料の収集・保管・展示・調査研究・教育などの博物館機能において改善すべき点もみられます。こうした再認定を受けるための作業には多大な労力と費用が必要で、5館すべての再認定作業を同時に進めることは困難な状況にあります。
	方針	・登録博物館の再認定に向けては、既存施設での申請は現状では困難な状況であるため、将来的に登録博物館認定の申請を目指します。
	対策	新たに整備した博物館を登録博物館とする。既存の施設については、機能分担なども踏まえ、必要に応じサテライト的な位置づけも検討するなど、博物館登録からの移行も視野に入れた柔軟な対応を図ります。
(2)	収蔵資料の整理・把握	
資料管理	現状と課題	佐渡市の博物館・資料館では、設置以来、数多くの資料を受け入れてきました。平成16年の佐渡市発足以降も同様でしたが、関連情報の調査やデータ作成の遅れもあって、保管場所の整理あるいは保存状態の把握などの資料管理に課題が生じています。
	方針	<ul style="list-style-type: none"> ・全館統一した方法で資料の受入れを行い、整理作業の手順を定めて資料の整理を進めます。 ・整理した資料の情報はデジタル化し、データベースを構築します。
	対策	<p>資料の受入れ等は、「佐渡市博物館・資料館の資料収集について」（令和7年4月1日より運用）に基づき実施します。資料整理にあたっては、その種別や保存状態等も念頭に置きながら、全館統一の手順を定め作業を進めます。また、資料整理に併せデジタル化を実施し、各館での情報共有などの業務効率化にもつなげ、さらには、デジタル化した情報を広く公開することで、博物館・資料館資料の利用促進にもつなげます。</p> <p>なお、こうした作業にあたっては、市民などの協力も得ながら進めることも検討します。</p>

	現状と課題	佐渡市の博物館・資料館は昭和 30～50 年代に建てられたものが多く、収蔵施設の老朽化などにより、指定文化財を含む資料の保存環境に課題のある施設があります。
	方針	<ul style="list-style-type: none"> ・役割を終えた公共施設などを利用し、新たな収蔵スペースを確保します。 ・資料の特性に応じた適切な保存環境を確保します。
	対策	<p>環境の変化の影響を受けにくい考古資料や地質資料などの保管は役割を終えた公共施設を利用するなど、資料の特性に合わせた収蔵施設の設置や、適切な保存環境の確保を図ります。</p> <p>また、寄贈資料の一部は、学校や公民館をはじめとする公共施設等への条件付き譲渡などにより、館外施設での資料の有効活用と収蔵スペースの確保につなげます。</p>
(3) 調査研究	現状と課題	博物館における展示や情報発信、教育普及などは、調査研究を基に行われます。現状では、博物館の学芸員が時間をかけて調査研究を行うことは難しい状況です。また、すでに博物館に収蔵されている資料も、時間の経過とともに関連した情報を知る人が少なくなり、資料の詳細を知る術も限られてきています。
	方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分担、調査対象等を明確化し、学芸員が調査研究等に携わる時間を確保します。 ・資料や地域の情報を得るために、市民や島外の研究機関など人的ネットワークを構築します。
	対策	館単独での活動に加え、フィールドワーク等を通じた博物館と地域との繋がりや情報収集の強化など、市民と協働した活動を行います。また、資料の特性によっては、他の博物館や大学等研究機関などとも協力し、より学術的な取組みも進めます。
(4) 教育普及	展示	
	現状と課題	<p>佐渡市各地に点在する博物館・資料館は、それぞれが地域の特徴を表した展示内容となっています。その中でも、両津郷土博物館・相川郷土博物館・佐渡国小木民俗博物館では、重要有形民俗文化財を展示しています。こうした博物館等は、展示などを通して文化財も身近に感じながら、地域の自然・文化・歴史などを学ぶ場として、博物館利用者と地域をつなぐ役割を担っています。</p> <p>しかし、佐渡博物館以外の常設展示は開館当初のままの施設が多く、市民に新しい情報を伝える「新たな学びの場」が提供できていません。</p>
	方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特色ある博物館・資料館の展示を、新しい情報を得るための媒体とします。 ・調査研究を進め、その情報を地域資源の再発見につなげます。

	対策	佐渡の特性を表す自然・歴史・文化などを調査研究し、その成果を基にした展示などにより、新しい情報を公開し地域理解を深めるための「学びの場」とします。資料のデジタル化を進め、展示に取り入れることで、博物館内での展示だけでなく、オンライン展示などインターネット等を通じて、いつでも展示資料やその他の資料等の情報を得る仕組みを構築します。
	学校との連携	
	現状と課題	「博学連携」事業の一つとして、島内小・中・高校への出前授業があります。教科単元に合わせた実物資料の活用など、実際の「もの」に触れることから、佐渡の魅力や価値の新たな発見へとつなげていくことが期待されています。博物館としては、カリキュラムに合わせた講義メニューと資料活用の充実化が課題となっています。
	方針	・学校等と連携し、子どもたちが佐渡の価値や魅力を再発見するための取り組みを支援します。
	対策	学校等への出前授業など、教科単元に合わせながら佐渡を知るためのメニューを設定し、児童生徒が実物資料に触れる体験など、座学以外の要素も取り入れながら「博物館だからこそできる」学習機会を提供します。
	市民との連携	
	現状と課題	博物館等は、館主催事業への市民参加、公民館や各種団体の主催事業などへの講師派遣や資料の提供など、市民との関わりを重要な目的に据え活動を行って来ましたが、しかし、博物館からの情報発信や継続的な関わりが充分ではなかったことから、市民の博物館への意識が薄くなり、「市民のための博物館」であるためには更なる取り組みが必要です。
	方針	・市民との協働により、佐渡を知り、考える「学びの場」としての博物館を目指します。 ・博物館と市民さらには参加者間の「交流の場」としての博物館を目指します。
	対策	調査研究や博物館事業を市民と協働で進め、佐渡の文化・自然資源を「共有の財産」として再認識することで、市民の「地域愛」を醸成していきます。併せて、調査研究を基にした展示などにより、その成果を地域に還元することで、博物館への関心を高め、市民とともに作り上げる「市民のための博物館」を目指します。
(5)	文化観光の資源	
文化観光の推進	現状と課題	佐渡島は、世界遺産をはじめ、自然環境、伝統芸能、歴史的建造物、さらには佐渡ジオパークや世界農業遺産などの構成資産が所在する県内有数の観光地です。その一方で、これらの資源は島内全体に広く点在しており、観光客が島の自然・歴史・文化を総体的に理解することが難しく、魅力的な文化観光の資源として十分に活用されていません。

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客に対し、佐渡の魅力を発信することで、来島者が各エリアに訪問する機会の提供を目指します。 ・来島者が効率的に佐渡の魅力を理解・周遊できるよう、観光資源に関する情報をデジタル上で提供します。
対策	観光客が佐渡の自然・歴史・文化を横断的に理解できるよう、島内の文化・観光情報を一体的に提供する仕組みを整備します。観光関係者と連携し、島内の観光資源や案内機能の強化、解説のデジタル化などを支援します。
文化観光と博物館	
現状と課題	<p>博物館や資料館などの文化施設は観光資源としての可能性を有していますが、現在の佐渡には、来島者が短時間に島全体の自然・歴史・文化を俯瞰的に理解できるような施設がありません。</p> <p>観光地である佐渡では、博物館も「文化観光の振興」に貢献する取組みを進めることが重要です。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館・資料館の展示などでは、「佐渡の魅力や価値を1つのストーリー」として知ることのできる内容など、文化観光に関連する情報も発信していきます。
対策	佐渡の自然・歴史・文化を体系的に紹介する場を設け、来島者が佐渡全体の価値と魅力を知ることのできる「文化と観光をつなぐ施設」としての整備も目指します。また、ここでは展示だけでなく、各博物館・資料館では、そのエリアの観光客に対する「地域のガイドンス施設」としての機能も持たせます。
文化観光への支援	
現状と課題	各館の展示は学術的価値も高い一方で、観光客が求める短時間で理解しやすい展示や体験型学習に十分応えられていません。また、多言語化やデジタル化が十分でないことも課題です。観光施策と連動し、来島者が効率的に佐渡の魅力を理解できるよう、デジタル技術の導入などにより分かりやすい展示を目指します。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・展示のわかりやすさの向上とデジタル化の強化などにより、来島者が短時間で理解できる環境を整備します。 ・観光部門と連携して体験型プログラムやモデルルートの整備を支援するなど、佐渡らしさを感じることできる博物館を目指します。
対策	関連団体と連携し、地域の伝承文化や伝統工芸を市民と観光客とが共有できる事業の企画など、市民と来訪者が共に「学び」「交流する」仕組みづくりを支援します。また、多言語対応や展示のデジタル化などを検討します。体験活動や観光モデルルートを整備することで、観光部門と連携した魅力的な博物館運営を目指します。

博物館機能の充実	展示環境の改善	
	現状と課題	博物館・資料館の多くは昭和 30～50 年代に建てられており、こうした築後 40 年以上が経過する施設では、展示設備が不十分です。さらには、高齢者や障がい者などが利用しやすいバリアフリー機能が整備されていない施設もあります。
	方針	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者にとって快適な見学環境を整備します。 ・あらゆる来館者受入れのため、ユニバーサルデザインに配慮します。
	対策	展示施設では、観覧者が「理解し」「楽しめる」よう展示内容はもとより照明や空調などにも配慮し、来館者にとって快適な見学環境を提供します。また、高齢者や障がい者などが利用するエレベーターやスロープなどを設置します。
	収蔵機能の集約	
	現状と課題	佐渡市の博物館・資料館の多くは収蔵庫の老朽化という問題を抱えています。とくに、資料の保管スペースが飽和状態にある収蔵庫は、新たな施設等での対応が喫緊の課題であり、統合的な収蔵庫の設置の検討も必要です。
	方針	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の収蔵機能は、その特性に合わせ整備していきます。 ・収蔵施設は、複数の施設を統合したかたちで新収蔵庫として整備をします。
	対策	各館の機能をそれぞれの施設で完結させるのではなく、各館における展示内容等をサテライト化するなど、それぞれの機能と役割を分担化します。また、役割を終えた公共施設などの利用可能な施設を改修し、温湿度管理や防虫・防黴機能を備えた収蔵施設を一極的に設置します。 なお、一部の館は、収蔵施設への転用なども検討します。
	博物館機能の再編成	
	現状と課題	佐渡市は人口減少や高齢化への対策として、行財政のスリム化と市民サービス等の更なる充実化が求められるところですが、博物館・資料館の施設数が市町村合併以前とほぼ同じであることなど、その再編成も含む運営方法の見直しが必要です。
	方針	<ul style="list-style-type: none"> ・現施設への設備投資は原則行わない。役割を終えた公共施設となった学校なども含めて、既存施設の活用も検討します。 ・必要な経費は、補助金等を活用し、他の事例なども参考にしながら資金確保に努めます。 ・持続可能な運営を目指し、既存施設の適切な維持を進めると共に体制の集約化による機能強化を図ります。
	対策	整理・統合に基づく活用可能な施設の活用、体制や機能の集約化を図り、改修費用やランニングコストの削減並びに利用者サービスの向上を目指すため、将来的には博物館 1 館による運営とします。

6. 将来の佐渡市の博物館像

博物館の使命

佐渡市の博物館は、島の自然・歴史・文化を未来へ継承し、その価値を市民と来訪者に発信する使命を有しています。さらには、資料の収集・保管・調査研究・展示・教育普及を通じて、佐渡の価値と魅力を探求し、教育や観光、まちづくりに貢献する「知の拠点」としての役割が求められています。

(1) 守り伝える博物館

佐渡の自然・歴史・文化に係る資料などを収集・保管・調査研究・展示することで、資料の滅失などを防ぎ、市民等とも協働しながら、佐渡の自然・歴史・文化を「共有の財産」として後世へ継承するための取組みを進めていきます。

(2) 調査研究を進める博物館

所蔵する資料だけでなく、それに関連する場所や事象などを広く調査研究し、資料の新たな価値を見出していきます。また、こうした調査活動を地域の人びとと共に進め、その成果を共有し、地域に貢献をします。

(3) 発信する博物館

佐渡の自然・文化・歴史に関する情報について、博物館は市民や地域と連携しながら、DXの推進など、その魅力を国内外へ広く発信します。併せて、こうした人たちとの情報共有を通して、自然や文化の保護に関する市民意識を醸成すると共に、来訪者へ佐渡の価値と魅力を伝えることを目指します。

(4) 市民と歩む博物館

佐渡自然・文化・歴史を次世代へ引き継ぎ、「佐渡だからできること」「佐渡でしかできないこと」を目的の一つにして、市民と協働での博物館活動を実践し、子どもから高齢者までの誰もが佐渡の価値や魅力に触れ、島の未来づくりに参加する「開かれた学びの場」を目指します。

(5) 進化する博物館

子どもたちが未来への夢を語り、人びとが生き活きと暮らしていくために大切な「こころの豊かさ」を提供すると共に、これからの縮小社会に適応した持続可能な博物館を目指します。

7. ビジョンの実現に向けた方向性

博物館・資料館の持続可能な運営に向けて、施設の集約化、事業内容の見直しとともに、外部資金の活用、業務委託など運営方法の見直しを行い、限られた人材や予算を効果的に活かす体制を整えます。

- (1) 既存博物館・資料館のニーズ、あるいは建物の老朽化なども視野におき、統廃合等による集約化も検討しながら、現在5施設ある法に基づく登録博物館は新たな1館による運営とします。
- (2) 中心となる博物館は、佐渡の基層を形成する自然・歴史・文化の総合的かつ体系的な紹介と佐渡の美術・工芸等も展示します。なおこの施設整備等については、役割を終えた公共施設など活用可能な施設の活用も検討します。
- (3) 市民学習と文化観光の両立を目指し、調査研究や情報発信の強化を図るなど、博物館機能を更に充実します。併せて、行財政政策との調和を図り、持続可能な「知の拠点」としての博物館を目指します。

アクションプランの策定

本ビジョンの内容を踏まえ、合併前の旧市町村ごとに設置されてきた既存の博物館体制を見直し、1島1市である佐渡全体の自然・歴史・文化を総合的に伝える展示・調査研究・発信を効果的に行う新たな博物館像を実現するため、年次ごとに実践する項目を定めたアクションプランを策定します。

8. 資料

(1) アンケート調査

博物館に関するアンケート調査を、市民向けと市外（観光客）向けそれぞれに実施した。

調査の概要

調査方法	市民： 無作為抽出によるアンケート送付 市外： 二次元コードによるインターネット調査
総数	市民： 532 市外： 59
調査実施期間	令和7年7～8月

今年度博物館ビジョンを策定するにあたり、博物館の認知度と博物館への期待度を確認するため、令和7年7月～8月にかけて、市民と観光客に向けたアンケートを行った。

市民向けアンケートでは、来館状況について、約8割の市民が博物館を訪れたことがあるという回答であった。来館頻度の回答では、年1回の来館が半数以上を占め、定期的に訪れる市民は少数であることが分かった。

訪れた理由としては、地域の歴史・文化を知るため、企画展の見学などであり、訪れなかった理由としては、「展示内容が同じで代わり映えしない」、「展示が雑然としている」、「説明文が小さい・わかりにくい」、「解説が少ない」などの展示内容に対する意見があった。また、「建物が古い」「暗い・埃っぽい」「冬は寒い・夏は暑い」「トイレが旧式」「匂いが悪い」など施設の老朽化・環境面の課題に対する意見もあった。

また、博物館の取り組みに関する期待では、展示資料の充実、子ども（親子）が楽しめる展示・イベント、カフェ等の設置、自由に利用できるフリースペースの充実、外国語表記など外国人へのサービス向上などの意見があった。

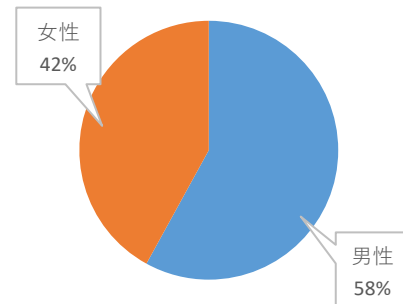
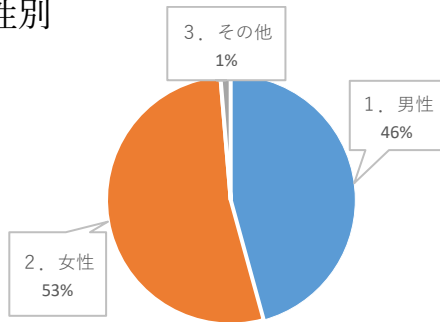
観光客向けアンケートでは、居住地では、新潟県外からの来訪が約3/4を占めていた。来館経験では、観光客の約2/3が佐渡の博物館や資料館を訪れたことがあると回答しており、観光客の多くが博物館に対して訪問意欲を持っていると言える。満足度に関する質問では「おおいに満足」、「やや満足」が全体の8割以上を占め満足度は高かった。一方、訪問しなかった理由としては、「博物館の存在を知らなかった」や「所在が分からなかった」が挙げられており、観光客に対する情報発信の不足を示唆している。

また、博物館に希望することは、展示資料の充実、企画展の開催、カフェの設置、情報発信の強化、子ども向けの展示などの意見があった。

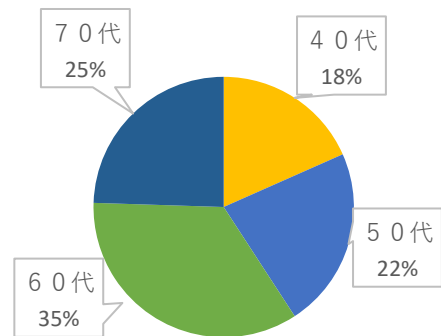
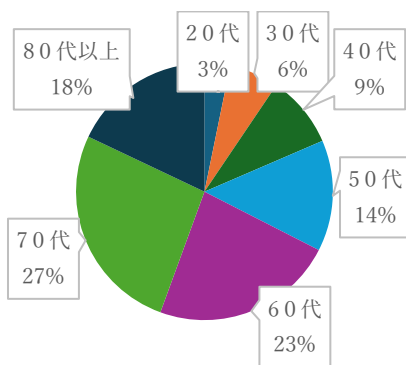
佐渡市民

観光客

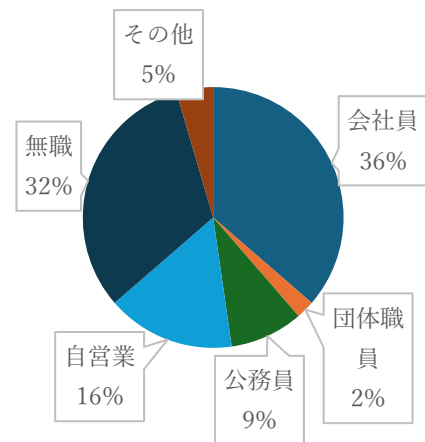
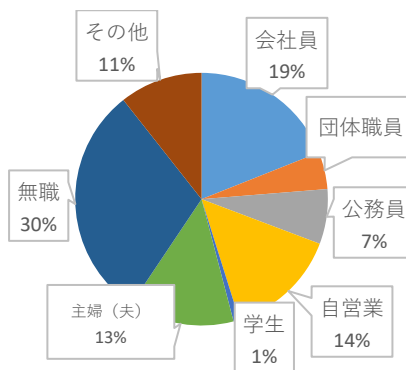
1. 性別



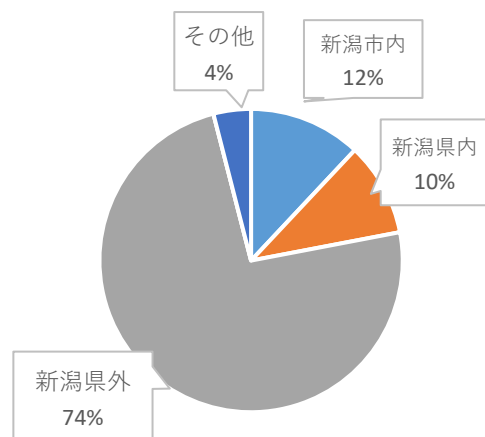
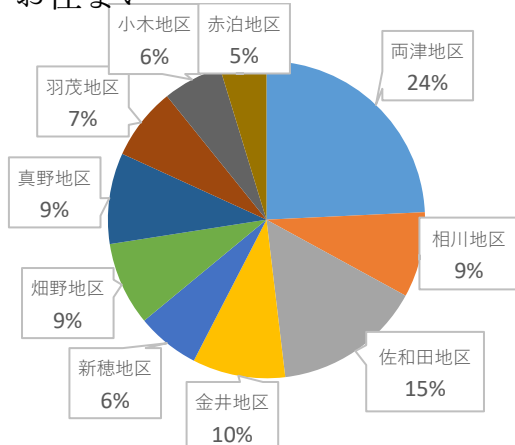
2. 年代



3. 職業



4. お住まい



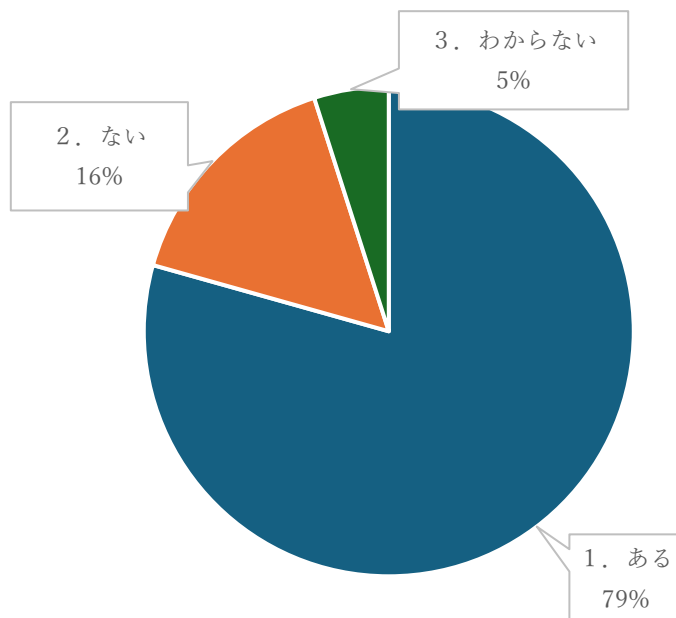
調査の結果

《市民向けアンケート》

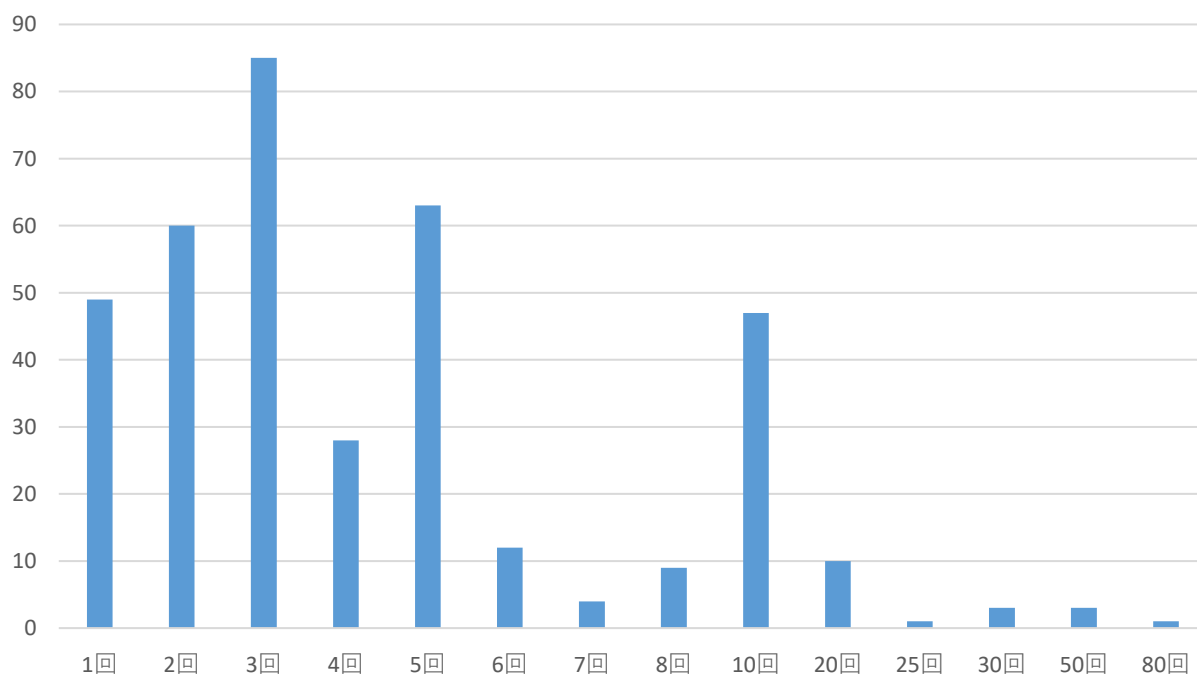
【1. 博物館への来館回数】

(問1)

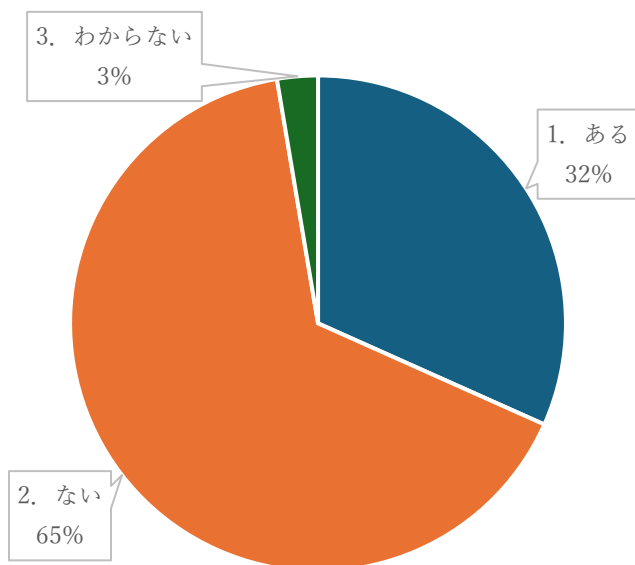
これまでに博物館を来館したことがありますか



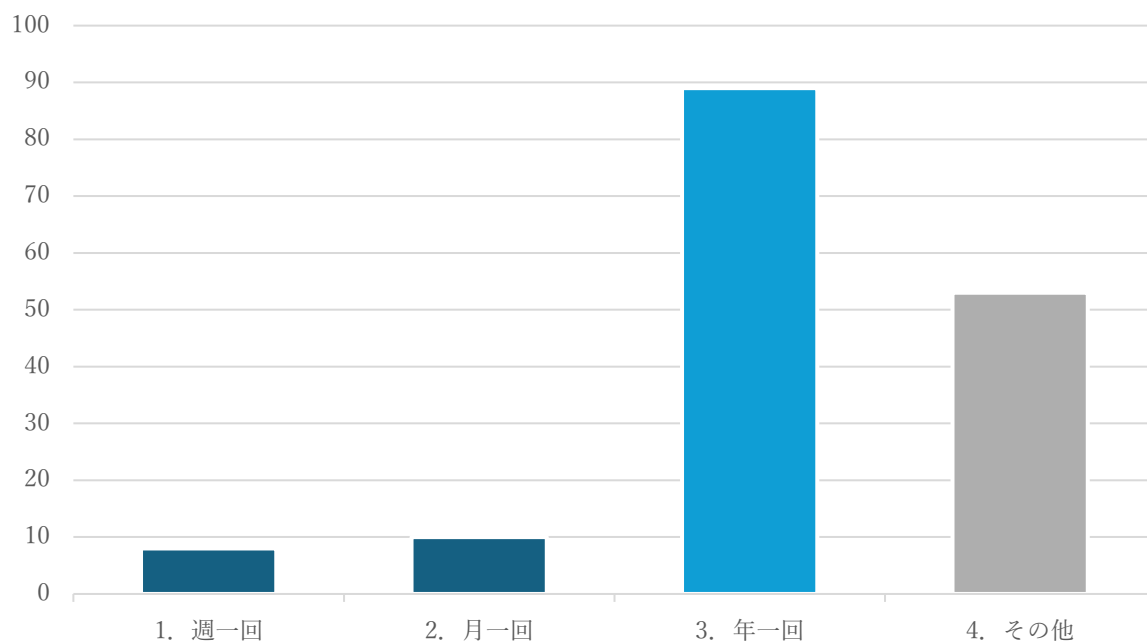
”ある”と回答した方はおおよその回数を教えてください。



(問2)
過去3年間で来館したことがありますか

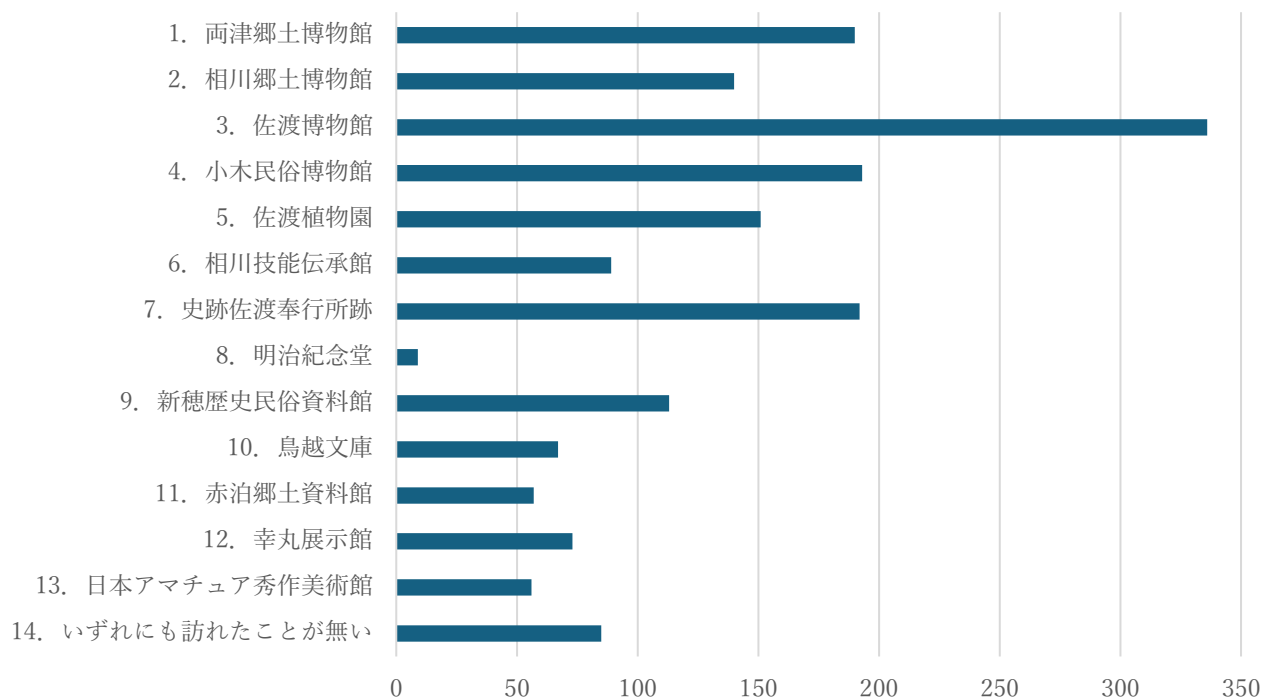


”ある”と回答した方はおおよその回数を教えてください

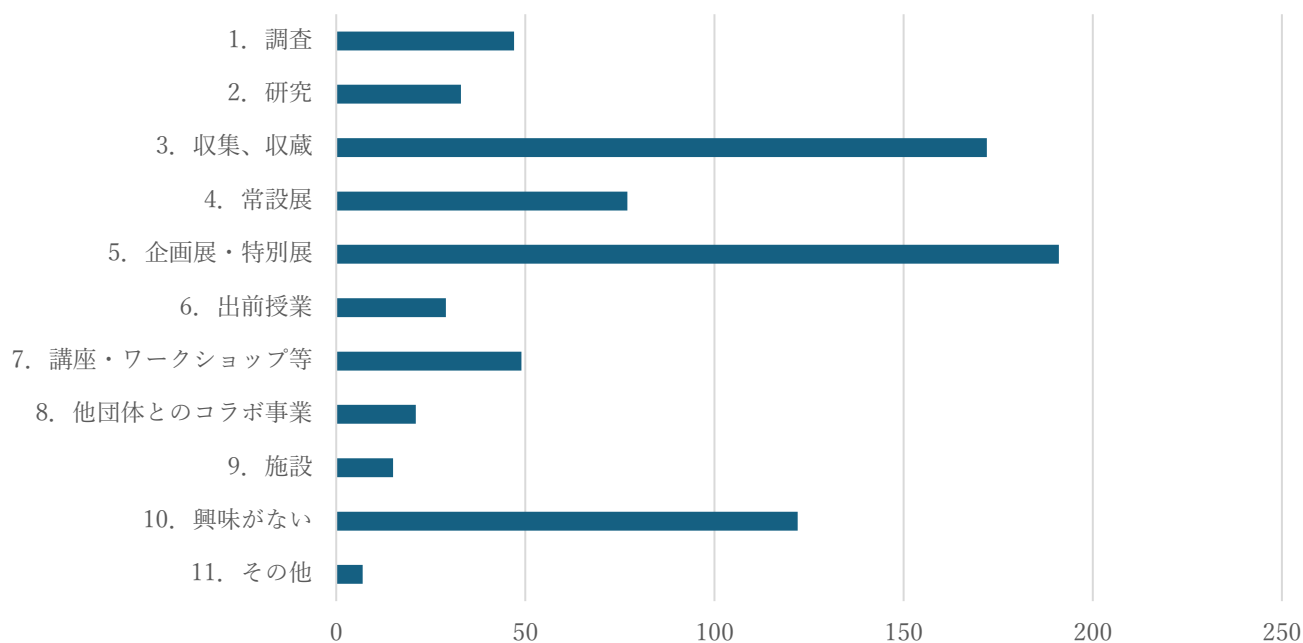


【2. それぞれの博物館（資料館等）について】

（問3）訪れたことがある博物館（資料館等）

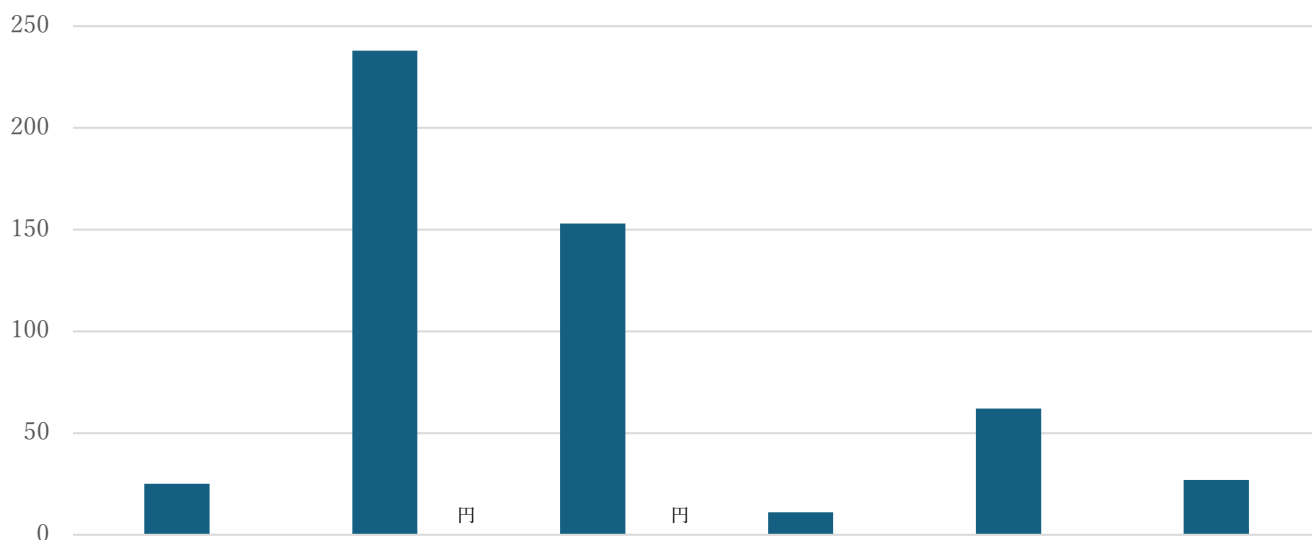


（問4）博物館のどのような事業等に興味がありますか

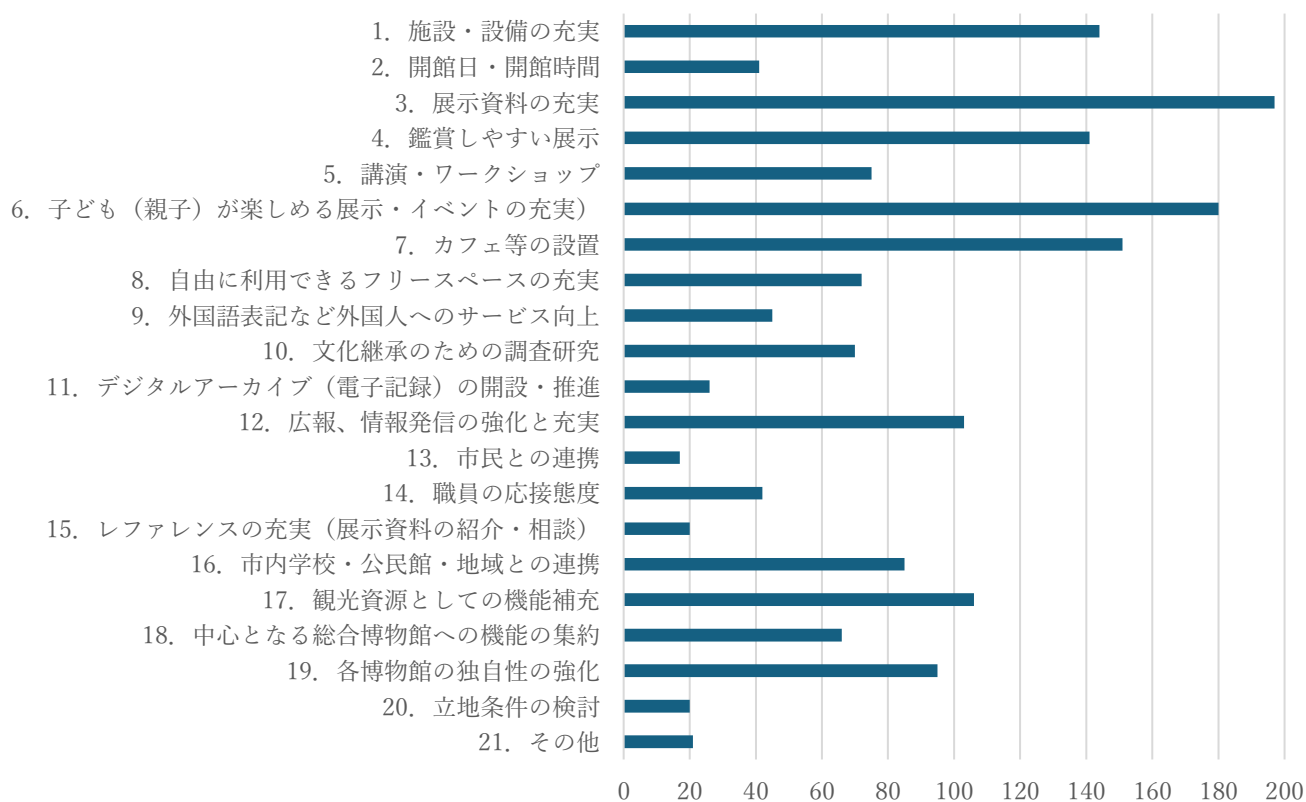


【3. 博物館に対する考え】

(問5) 入館料についてどのくらいの料金が妥当だと思いますか



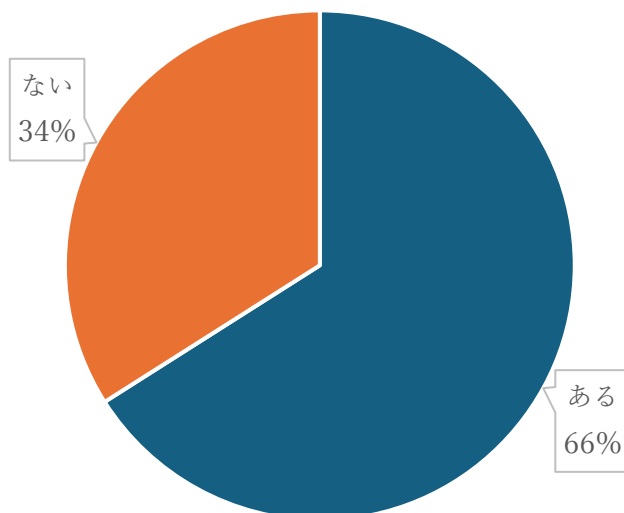
(問7) どのような取り組みが必要だと思いますか



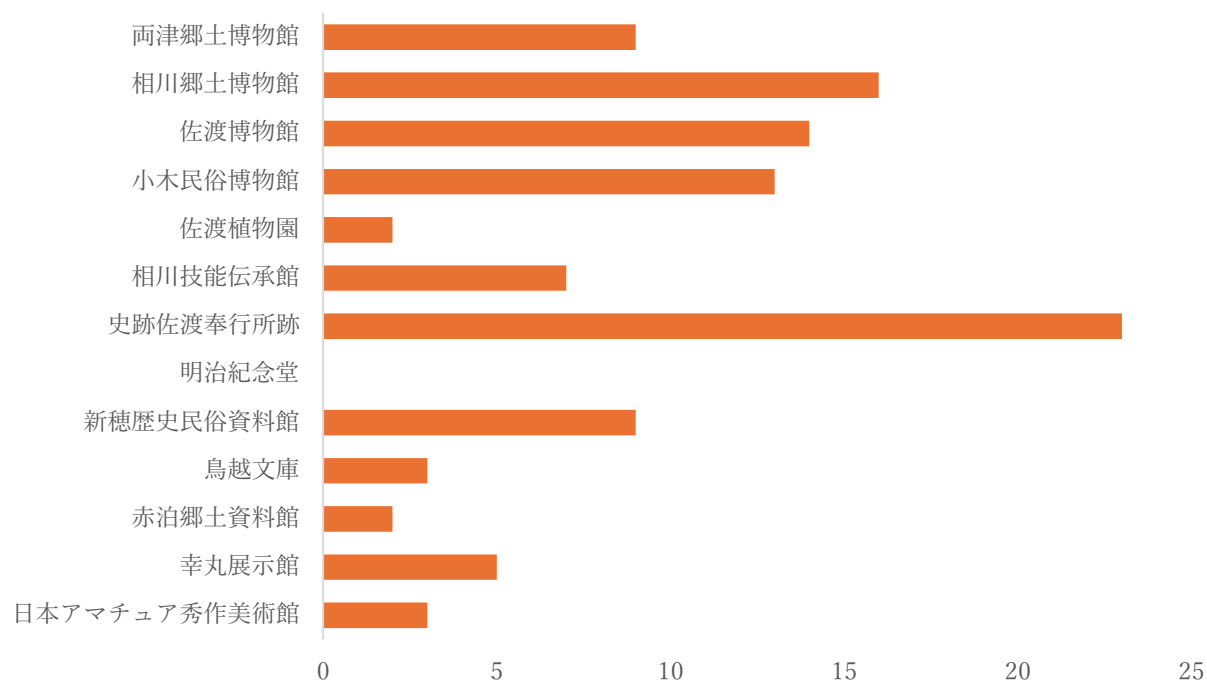
《観光客向けアンケート》

【1. 博物館への来館】

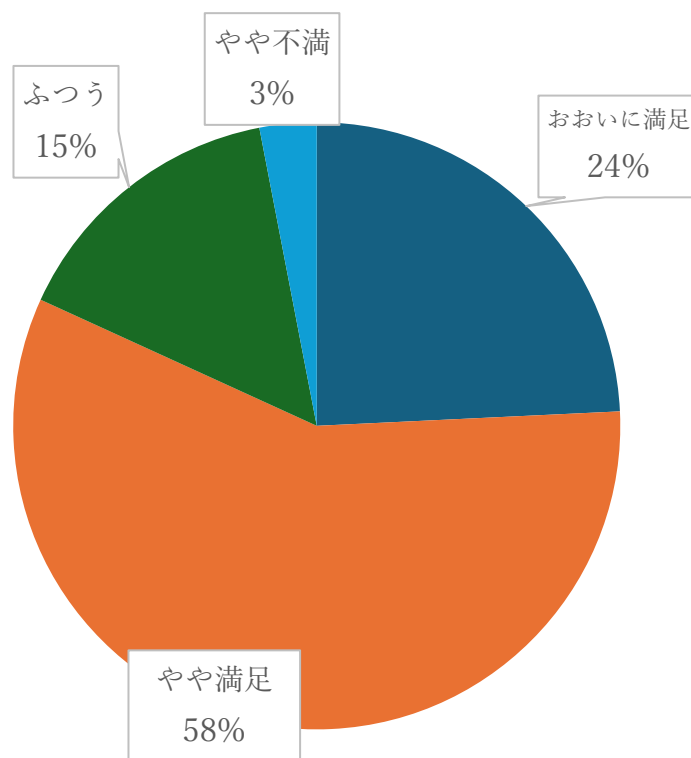
(問1) 佐渡の博物館（資料館）に訪れたことがありますか



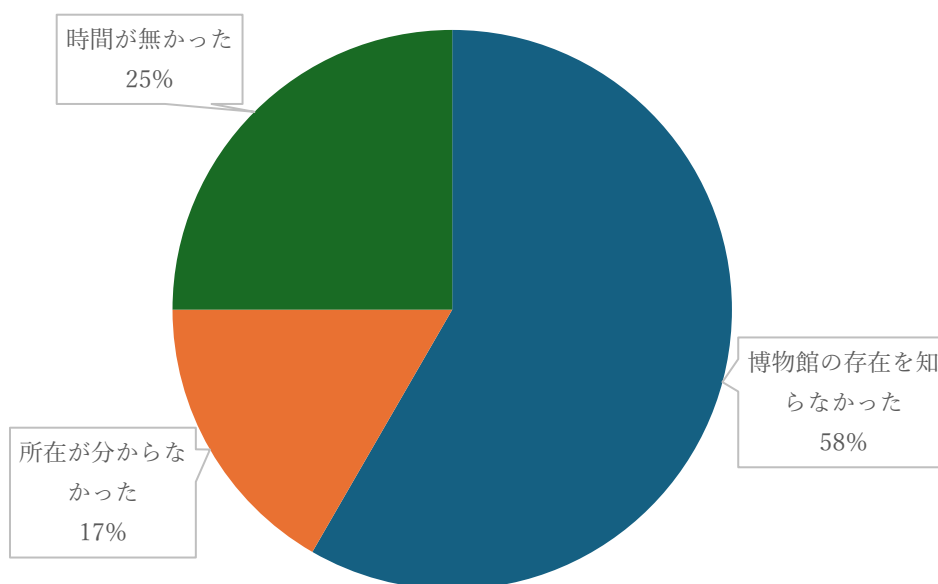
(問2) 訪れたことのある博物館・資料館はどこですか



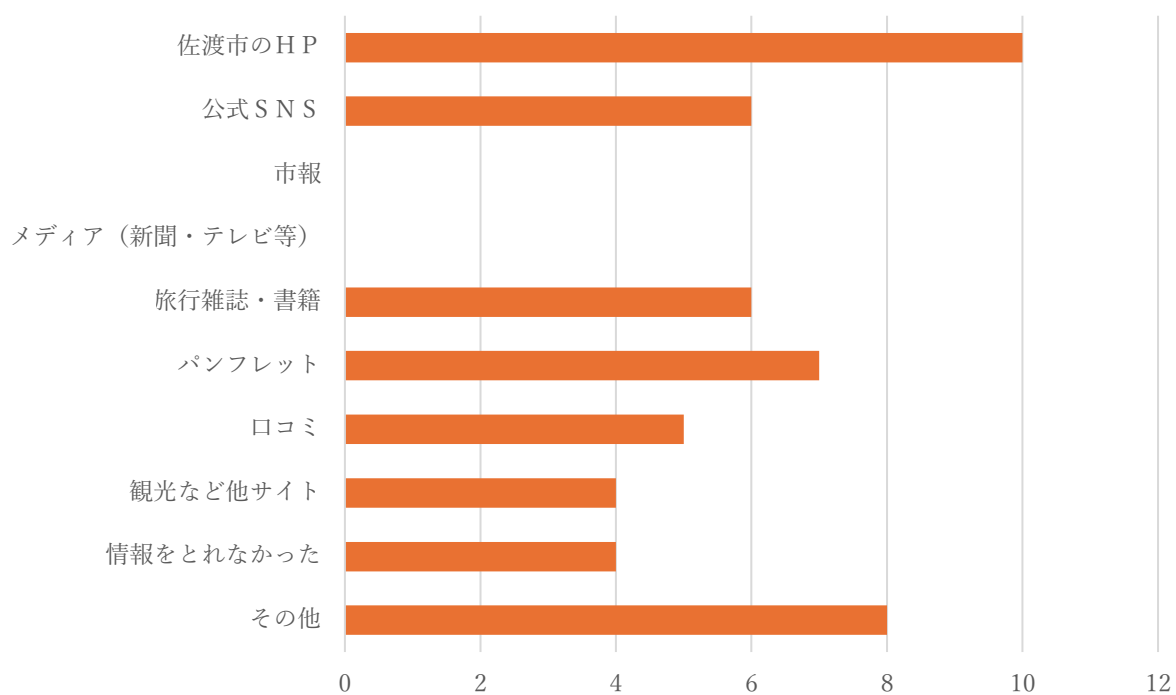
(問3) 施設の満足度はどれくらいですか



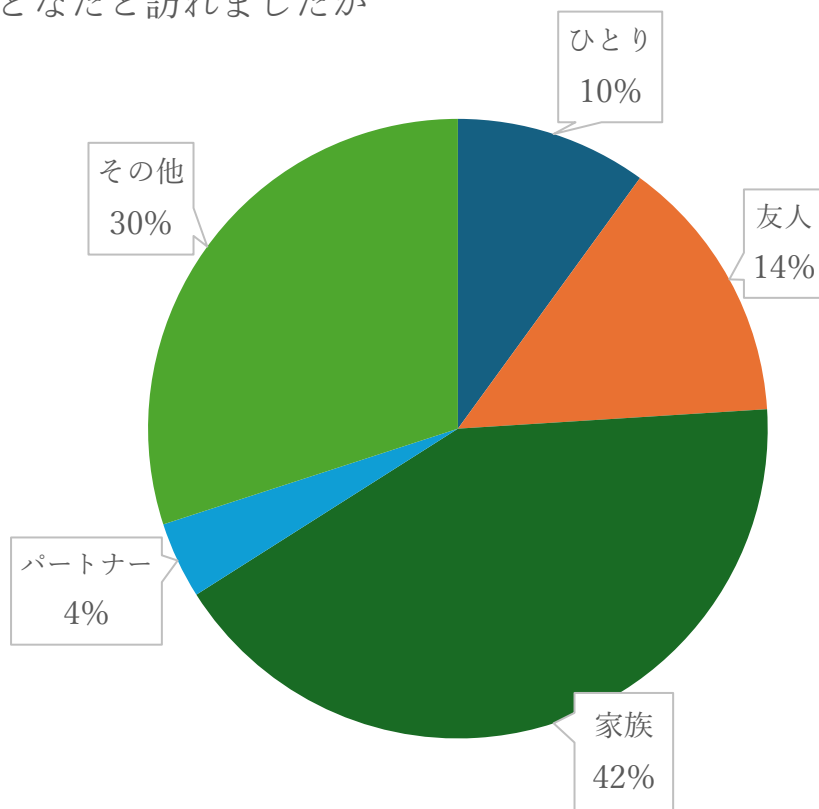
(問4) 訪問しようと思わなかった理由



(問5) 情報は何で知りましたか

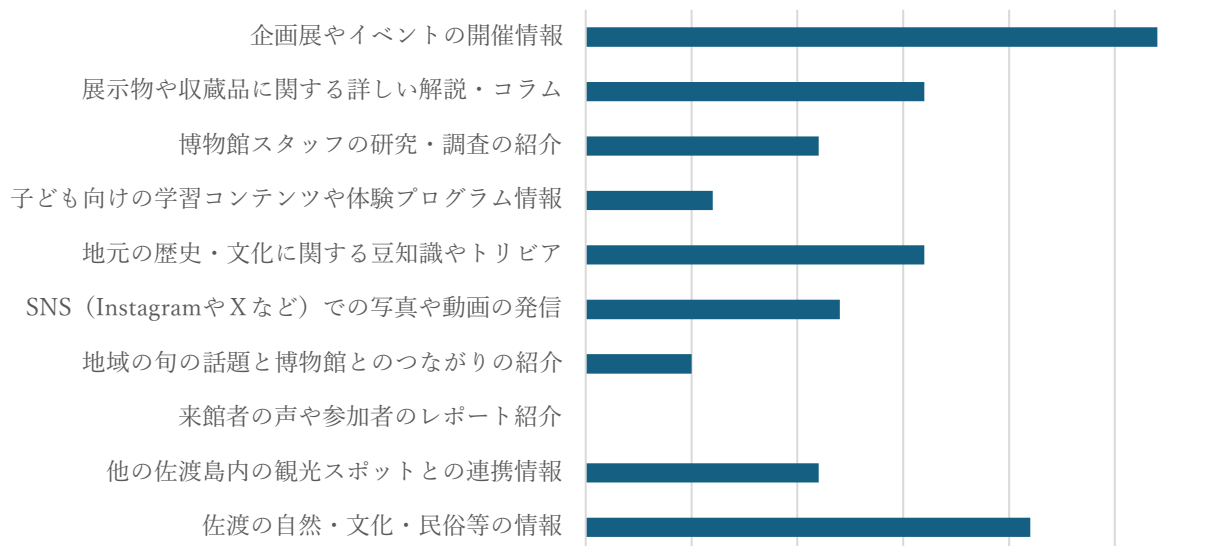


(問6) どなたと訪れましたか

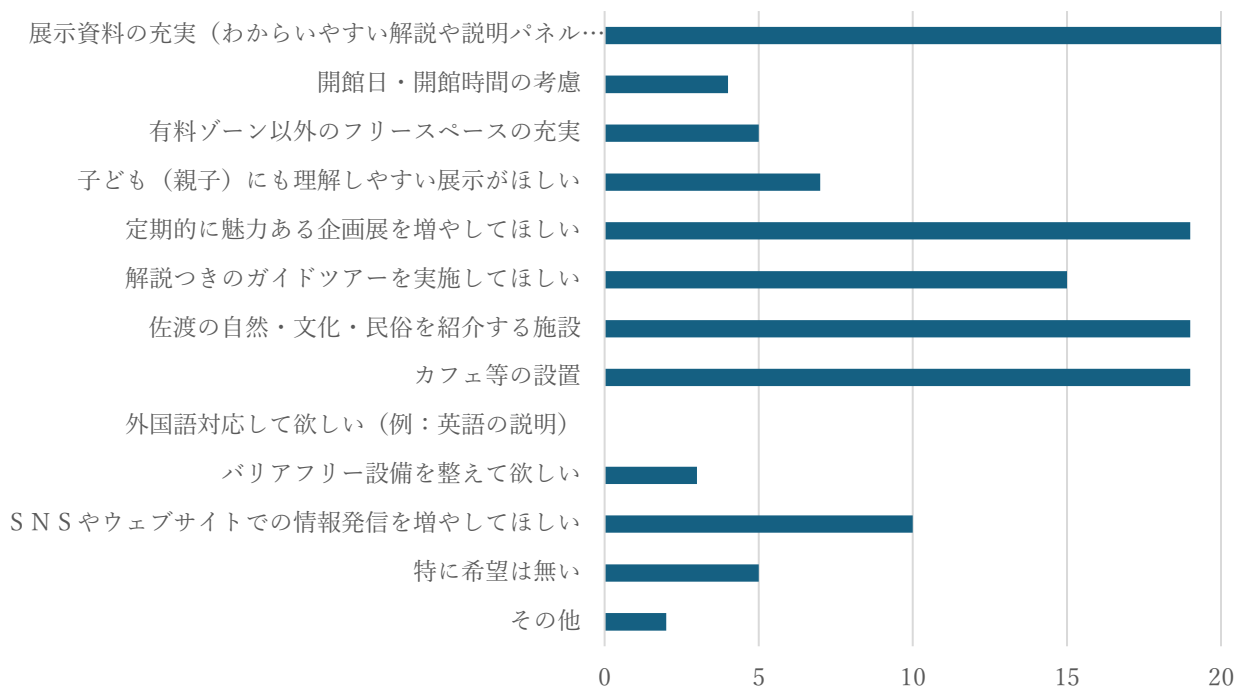


【2. 博物館に対する考え】

(問8) 佐渡の博物館からどのような情報の発信を望みますか



(問7) 博物館に希望すること



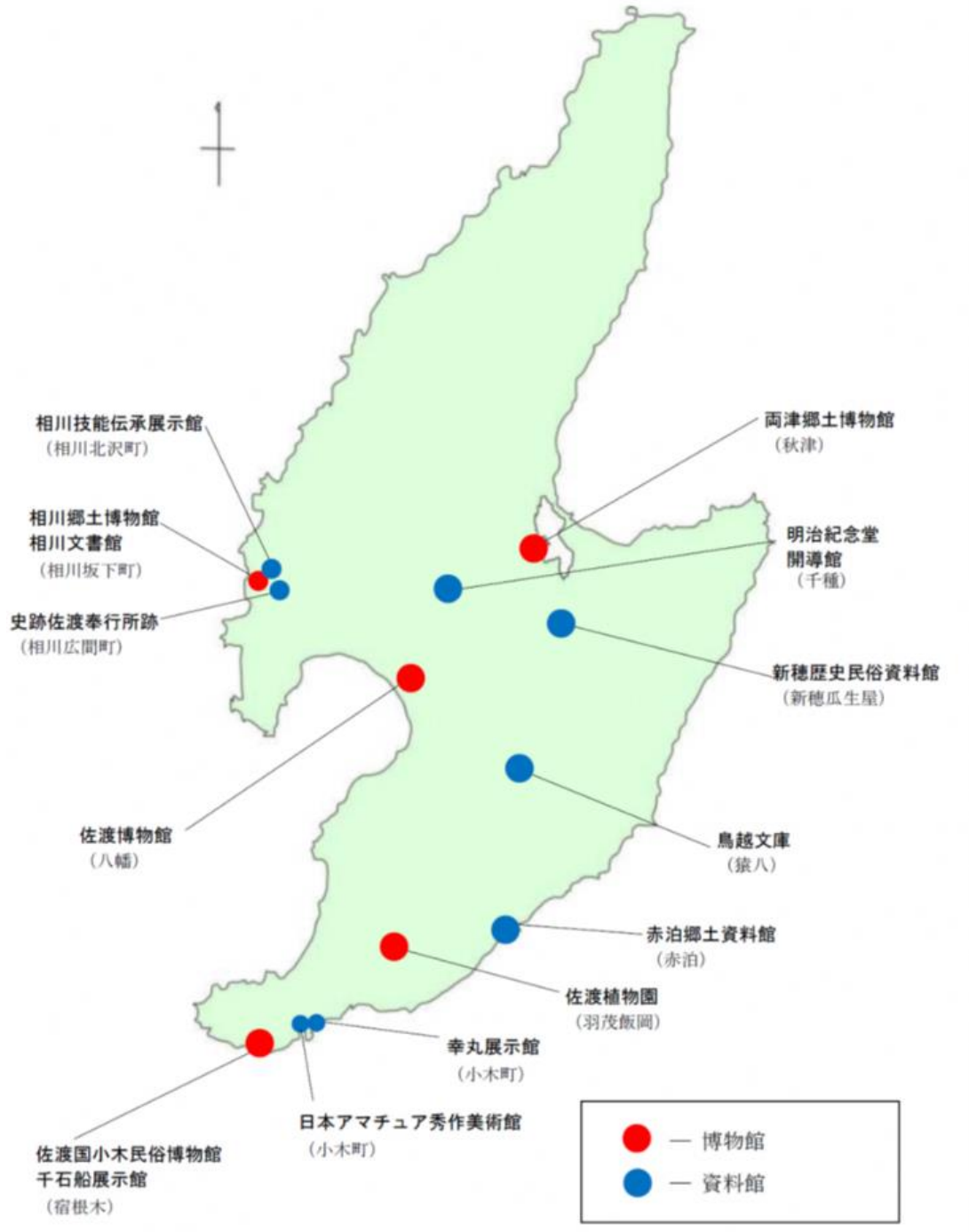
(2) 佐渡市の博物館・資料館

佐渡市には、博物館的機能を有する施設として、博物館5館、資料館8館の合計13施設がある。

【佐渡市の博物館・資料館等】

区分	施設名
博物館	佐渡博物館 両津郷土博物館 小木民俗博物館・千石船「白山丸」展示館 相川郷土博物館 佐渡植物園
資料館	新穂歴史民俗資料館 赤泊郷土資料館 史跡佐渡奉行所跡 相川技能伝承展示館(体験学習館) 鳥越文庫 日本アマチュア秀作美術館 幸丸展示館 明治記念堂・開導館

【佐渡市の博物館・資料館等の位置】



①佐渡博物館

【概要】

昭和 32 年、佐渡の郷土資料を収蔵・展示する総合博物館として財団法人により開館。平成 5 年に展示内容をリニューアルし、2 階土田麦僊素描展示室と 1 階企画展示室を新設した。平成 25 年、運営母体である財団法人が解散し、平成 26 年より佐渡市立佐渡博物館として再出発をした。

②両津郷土博物館

【概要】

昭和 57 年に市民の憩いの場、また生涯学習の一拠点として開館。メインテーマは「島のくらしと文化」。漁撈用具を中心に、佐渡の芸能や年中行事に関する民俗資料、トキをはじめ佐渡の生物に関する資料などを展示。国指定重要有形民俗文化財「北佐渡（海府・両津湾・加茂湖）の漁撈用具」を収蔵する。

③佐渡国小木民俗博物館・千石船「白山丸」展示館

【概要】

大正 9 年に建てられた旧宿根木小学校の木造校舎をそのまま利用して、昭和 47 年 6 月に開館。海運や漁撈に関する資料をはじめ、江戸から昭和期までの生活用具などを展示。所蔵する「南佐渡の漁撈用具」「船大工用具及び磯舟」は国指定重要有形民俗文化財に指定されている。

④相川郷土博物館

【概要】

明治時代に建てられた御料局佐渡支庁や三菱佐渡鉱山本部事務所を使用し、昭和 31 年に博物館として開館。平成 6 年 5 月に建物の耐震化対策を施し、近代佐渡鉱山の経営や技術を伝える展示内容にリニューアルした。

⑤佐渡植物園

【概要】

佐渡島の植物分布の特異性・多様性を知ることのできる、佐渡島内の植物を栽培、展示している。青少年の生涯学習の場としての植物園を目指し、植物に親しむことのできる場として広く公開している。

⑥新穂歴史民俗資料館

【概要】

トキをはじめ、旧新穂村に関する考古資料や民俗資料を展示するため、昭和 62 年に開館。現在は民間団体の「新穂の歴史と民俗を考える会」に受付・企画展などの事業を含めた運營業務を委託している。

⑦赤泊郷土資料館

【概要】

平成元年に開館。行政サービスセンター、図書館、公民館の複合施設である赤泊総合文化会館内にある。赤泊地区の祭りや地域の暮らしについての展示を行っている。

⑧史跡佐渡奉行所跡

【概要】

平成 6 年に国指定史跡として指定されたことを受け、江戸時代の「御役所」建物等を復原し、平成 13 年に公開。平成 16 年には鉱山技術の体験施設「勝場」がオープン。平成 29 年に、「史跡佐渡金銀山遺跡佐渡奉行所跡整備基本計画」を策定した。

⑨相川技能伝承展示館

【概要】

昭和 61 年開館。陶芸、裂織りに関する資料を展示している。陶芸・裂織り実習を行える体験施設として運営している。館内には無名異焼の作家の作品や文弥人形、裂織りの作品などが展示されている。

⑩鳥越文庫

【概要】

早稲田大学坪内博士記念演劇博物館の鳥越文蔵元館長から寄贈をうけた古典芸能関係の図書 2 万冊を収蔵している。現在は、「猿八自治会」に管理を委託している。

⑪日本アマチュア秀作美術館

【概要】

展示室は小木図書館内に併設され、アマチュア作家の作品だけを展示している。アマチュアの指導に情熱を注いだ小木出身の中川司気太画伯の遺作ほか、チャーチル元英国首相の油彩画や夏目漱石の水墨画などが展示されている。

⑫幸丸展示館

【概要】

昭和 59 年開館。小木ー寺泊間を航行した佐渡海峡最後の帆を張った和船「幸丸」を展示している。「幸丸」は、寺泊から日用雑貨、小木からは竹・木炭・薪を運搬していた。

⑬明治記念堂・開導館

【概要】

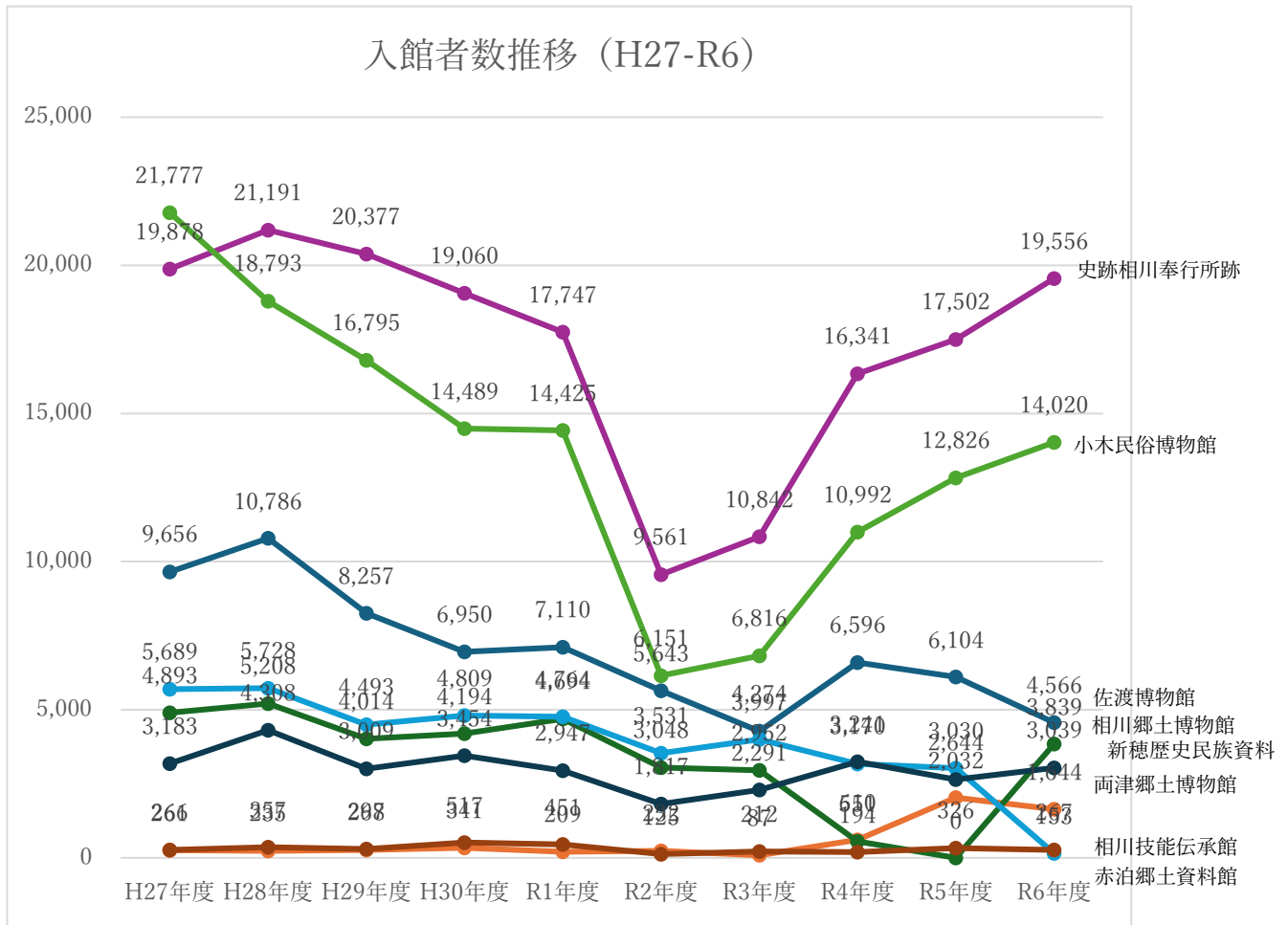
明治記念堂は、日清戦争における佐渡出身の戦没者慰霊のため、明治 29 年に本荘了寛が建立した。その後、付属施設として開導館を建て、相川の鉱山学校から譲り受けた資料や日清・日露戦争などの資料を陳列している。

佐渡市の博物館・資料館などの入館者数

総計を見ると、平成27年度の65,603人から令和6年度には47,084人となっており、長期的には減少傾向にある。ただし、令和2年度(30,108人)と令和3年度(31,471人)にかけての急落は新型コロナウイルス感染症の影響による観光客減少が主要因と考えられる。その後、令和4年度には41,695人、令和5年度44,464人、令和6年度47,084人と回復基調を示しているが、依然として平成27年度水準には戻っていない。

「佐渡市博物館・資料館施設別入館者数（H27～R6年度）」

施設名 年度	佐渡博物館	両津郷土博物館	相川郷土博物館	相川技能伝承展示館	史跡佐渡奉行所跡	佐渡国小木民俗博物館	新穂歴史民俗資料館	赤泊郷土資料館	総計
H27年度	9,656	261	4,893	5,689	19,878	21,777	3,183	266	65,603
H28年度	10,786	235	5,208	5,728	21,191	18,793	4,308	357	66,606
H29年度	8,257	268	4,014	4,493	20,377	16,795	3,009	297	57,510
H30年度	6,950	341	4,194	4,809	19,060	14,489	3,454	517	53,814
R1年度	7,110	209	4,694	4,764	17,747	14,425	2,947	451	52,347
R2年度	5,643	232	3,048	3,531	9,561	6,151	1,817	125	30,108
R3年度	4,274	87	2,952	3,997	10,842	6,816	2,291	212	31,471
R4年度	6,596	610	551	3,170	16,341	10,992	3,241	194	41,695
R5年度	6,104	2,032	0	3,030	17,502	12,826	2,644	326	44,464
R6年度	4,566	1,644	3,839	153	19,556	14,020	3,039	267	47,084



(3)「佐渡市立博物館・資料館のあり方」(佐渡市博物館協議会／令和7年3月19日)

1 佐渡市立博物館・資料館の現状と課題

佐渡市は平成16年に10か市町村を合併し、旧市町村で運営していた博物館・資料館のほとんどすべてを維持してきた。令和6年度にリニューアルした相川郷土博物館を除けば、各施設で開館当時の常設展示を継続し、利用者(入館者)も観光客への依存度が高い。また、市民全体にとっての生涯学習施設という位置づけが低く、定期的に利用するリピーターも少ない。

一方、各施設に配置されている職員数は年々削減されており、学芸職員が事務的処理に追われているのが現状である。その状況から、学芸職員の本来業務である調査研究活動、収蔵品の管理や常設展示の更新、資料収集、特別展の企画などの業務遂行が厳しい状態に置かれている。

加えて、市の行財政改革により年々運営費が縮小されていく中であって、施設管理経費が予算の大部分を占め、老朽化した施設の耐震化や設備更新も追いついていない上、実績となる事業費の割合はごく一部に過ぎないのが実情である。

佐渡市博物館協議会が平成23年度に答申を示し、現在まで博物館・資料館の再整備計画を協議してきたが、将来のビジョンが一向に定まらないまま時間だけが経過している。

こうした現状を一刻も早く打破し、佐渡市民にとって最も望ましい博物館・資料館のあり方を示すため、以下のとおり提言する。

博物館・資料館については、各館の特色を活かした持続可能な博物館・資料館のため、以下の3つの方向性を並行して機能強化することを求める。

○運営体制の強化

- ・利用者層を観光客向けと市民向けに分類し、それぞれに特化して施設を運営すること。
- ・世界遺産、日本ジオパーク、埋蔵文化財などの地域資源を調査研究する部署を統合すること。
- ・学芸員を集中配置し、調査研究の連携を図ること。
- ・中心拠点となる1館を定め、登録博物館の再認定を目指すこと。
- ・市の財政規模に応じた施設数や、実現可能な事業水準を考慮すること。

○保存活用と教育普及の強化

- ・各施設の資料整理作業を集中実施すること。
- ・既存施設を収蔵庫として活用し、博物館資料を集約すること。
- ・教育普及活動を通して市民ボランティアを育成すること。

○観光機能の強化

- ・観光客が来館しやすい港近くに、佐渡全体の総合的な価値を発信できる文化観光の拠点を整備すること。

2 佐渡市博物館ビジョンで検討すべき視点

【2-1 運営体制に関する視点】

(1) 特色を活かした持続可能な運営

施設の老朽化、予算、人材不足、少子・高齢化、人口減少などの現状を踏まえれば、佐渡市の博物館・資料館すべての施設を維持しつつ、整備していくことは非常に困難である。利用対象を明確にして、それぞれの施設の利用者が何を求めているかを整理すべきである。

一例として、利用者層を観光客向けと市民向けに分類し、それぞれに特化して運営することが、持続可能な運営のために必要である。

利用者(入館者)が多い施設はその多くが島外からの観光客によるもので、建物自体も文化財になっている。これらの施設は観光客向けに特化し、常設展示を中心とした運営が求められる。

逆に、利用者が少なくても市民が多く利用する施設は、施設の通年開館にこだわらず、講座など教育普及活動を中心に運営すべきである。

(2) 総合的な調査研究体制の確立

佐渡島には豊富な自然、歴史文化などの地域資源があり、世界的に評価されているにもかかわらず、その地域資源の調査・研究にあたっては十分な連携が取れていない。博物館行政が所管すべき分野は、世界文化遺産、日本ジオパーク、埋蔵文化財を含む島内の文化財など地域資源を調査研究する部署を横断して含むものである。これらの部署同士を統合し、学芸員を集中配置することで、佐渡の地域資源に対する学際的な調査研究を推進するよう求める。

(3) 登録博物館の再認定

博物館法が改正され、登録博物館の再認定期限が令和 9 年度に迫っている。佐渡市は現在 5 つの登録博物館を運営しているが、資料の収集・保管・展示および調査研究を行う体制が再認定の基準に全く追いついていない。再認定の基準に合う形で整備するためには、利点よりも大きな労力と費用がかかるため、5 施設すべての再認定作業を急がず、まずは拠点となる 1 施設の再認定を目指すことに注力してもらいたい。

(4) 市の行財政との調整

公営の施設である博物館として、振興を図る上で佐渡市の行政改革や財政事情との調整は不可欠の要素である。博物館の将来像を描くにあたり、市の財政規模に応じた施設数や、実現可能な事業水準も考慮した上で検討する必要がある。

【2-2 資料保存に関する視点】

(1) 資料の集約

貴重な美術作品や歴史資料を多く保有する佐渡であるが、保存・保管については従来軽視されてきた。適正な環境下での展示や保管が可能な施設の整備を急ぐ必要がある。特に、資料が分散して管理が行き届いておらず、破損や紛失につながる恐れがあることから、資料をできる限り安全な場所へ移動し集約すべきである。

(2) 既存施設の活用

博物館の収蔵庫はいずれも老朽化しており、保管容量も飽和しているため、資料を集約するためには収蔵庫の新設が急務である。総合的な収蔵庫の建設が理想ではあるが、学校統合などで次の用途が定まっていない既存施設を活用し、収蔵庫として再整備を進めることが現実的である。

(3) 資料整理の集中実施

収蔵庫へ資料を集約するにあたっては、各地域で収集された資料が混在しないよう整理して保管する必要がある。ただ資料を移動させるだけでなく、この機会に集中的に資料管理のデジタル化を進めることが望ましい。

(4) 市民参画と連携

管理部署においては行政改革に伴う人員削減に伴い、資料整理のための十分な人員体制が確保できない現状にある。佐渡や地域の自然・歴史・文化に興味を持っている市民は数多くいるので、資料整理などに市民ボランティアを導入し、市民と連携しながら活性化を図ってはどうか。

【2-3 教育普及に関する視点】

(1) 市民を対象とした教育普及の推進

学芸員が事務処理に追われ、研究成果を発表する機会が減少したことで、博物館に対する市民の関心が失われつつある。

博物館・資料館の必要性を市民が実感するためには、興味を引く魅力的な展示はもちろんのこと、佐渡の地域資源に関する講座やイベントを積極的に開催し、郷土の価値を伝えることも重要である。学芸員との交流によって博物館のファンを増やし、関心を持った市民がボランティアに携わることのできる仕組みが理想といえる。

(2) 教育・学習支援

佐渡の将来を担う児童生徒にとって、郷土認識のための博物館の重要性は益々高まっている。佐渡市教育振興基本計画における「佐渡学」を推進していくため、博物館は出前授業やジュニア学芸員講座など、交流を通じて子どもに博物館の価値を伝え、将来的に佐

渡島に愛着を持つ人材を育成する使命がある。そのためにも学校教育行政や学校関係者との調整を行いつつ、親しみやすい博物館をめざす必要がある。

【2-4 観光推進に関する視点】

(1) 観光地としての博物館の位置付け

佐渡は県内有数の観光地であることから、観光客のニーズへの対応も重要な要素であり、入館者の中で観光客の占める割合が高いのが現状である。にもかかわらず、せっかく来島した観光客に島内の地域資源全体を知る機会を提供できていないことは大きな損失である。最も望ましいのは、佐渡の玄関口である港近くに佐渡全体の総合的な価値を発信できる拠点施設を整備することである。

(4) 用語集

●略語

DX (Digital Transformation デジタルトランスフォーメーション)

デジタル技術を活用し、利用者や社会ニーズへの対応などから発生する様々な要素と情報をつなげ、新たな価値を生み出すこと。

博物館 DX とはデジタル技術を駆使して博物館活動、サービスの変革、新しい価値創造をする取り組み。

(デジタルアーカイブ化、オンライン展示、バーチャルツアー、デジタルコミュニケーションなど)

●ア行

インクルーシブ

多様な社会性が進む現代において、各々の価値観・目的などを互いに尊重し、すべての人々が安心して利用できること。または、そのための仕組み。

●カ行

御料局佐渡支庁跡

明治 22 年に宮内省御料局（皇室財産を管理する機関）の管轄下にあった佐渡鉾山の支庁として明治時代に建てられた建物。現在は相川郷土博物館の一部として活用されている。

●サ行

サテライト

特定の機能を持つ補助的な施設。中核施設の補助的施設としての機能分担（分野別展示など）を担う。

佐渡海峡

佐渡島と本土を隔てる海域で、古くからの重要な交通路であった。

佐渡市 SDGs 未来都市計画

SDGs の達成に向けて、佐渡市が「経済・社会・環境の調和を図り、持続可能な自立・分散型社会のモデル地域となる」ことを目指す計画（令和 5 年 8 月策定）

佐渡市教育振興基本計画

佐渡市教育大綱の実現に向け、「学校教育」「社会教育」「地域・家庭教育」の観点からの具体的方針を定めた、教育施策の基本となる計画。（令和 7 年 2 月改正）

佐渡市総合計画

将来にわたり「佐渡らしさ」を実現し、持続可能なまちづくりを進めるための市の最上位計画。（令和 4 年 3 月策定）

佐渡市文化振興ビジョン

佐渡市に豊富に所在する伝統芸能や祭り、文化財などの豊かな文化資源を、市民の生活に根差した文化振興と地域活性化に結びつけるための基本計画。(令和4年4月策定)

佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略

「子どもからお年寄りまで誰もがいきいきと輝ける島」を基本コンセプトに掲げる、人口減少対策と地方創生を目指す佐渡市独自の総合計画。(令和4年3月策定)

佐渡島の植物分布の特異性・多様性

佐渡島は北緯38度付近に位置し、寒暖両系植物の分布境界にあたる。そのため、両系の植物が共存し、植物多様性は学術的にも高く評価されている。

史跡佐渡金銀山遺跡佐渡奉行所跡整備基本計画

国指定史跡「佐渡奉行所跡」の価値を次世代に伝え、保存・活用していくための計画。(平成29年3月策定)

持続可能な社会

環境・経済・社会のバランスを保ち、環境、資源に負荷をかけずに、現在と将来の世代が地球環境や自然を損なわず、豊かに暮らせる社会。

持続可能な地域づくり

持続可能な社会に、人びとの幸福度や生活の質の向上といった要素を統合し、地域自らが主体的に取り組むことで、未来世代が安心して暮らし続けられる地域を形成すること。

自然資源

自然界に存在し、人間にとって価値の在るもの。人の生産活動や文化活動などに貢献する全ての自然的所産。

市民参加型の運営

地域の人々が運営や意思決定に参加する方法で、民主的な運営を促す。

世界遺産

建造物、遺跡、自然環境などで、人類共通の財産として未来に残す価値があると認められたもの。国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が登録。

世界農業遺産

現在まで継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業、またはその周辺の生態系が文化的・歴史的に価値あるものとして認められた地域。国際連合食糧農業機関（FAO）が認定。

勝場

採掘された金銀鉱石を細かく砕き、金銀を選別する選鉱作業を行う場所。

●タ行

データベース

情報を蓄積・保管し、必要な情報を効率的に検索・抽出・更新・共有できる整理された管理体制またはシステムのこと。

デジタル活用

最新のデジタル技術やデータを利用して、効率化や新しい価値を創出する手法。

出前授業

講師が学校に赴いて実施する教育活動で、普段の授業とは異なる体験・知識を得る機会を提供する。

登録博物館

博物館法に基づき都道府県等が登録した博物館。

●ナ行

新潟県文化財保存活用大綱

新潟県に所在する文化財を、過疎化・少子高齢化といった社会的課題を踏まえつつ、保存と活用の両面から未来へ継承していくための基本的な方針と具体的な取組を示した基本方針。（令和2年3月策定）

新潟県文化振興基本計画

令和7年度から令和14年度までの間における、新潟県の文化振興に関する基本的な考え方や具体的な施策を定めた計画。（令和7年3月策定）

日本ジオパーク

日本ジオパーク委員会が認めた日本国内の認定地域を指す。ジオパークは地球の歴史や自然を学び、保護し、持続可能な地域開発に活用する活動でユネスコのプログラムの1つ。

●ハ行

博学連携

博物館と学校が連携し、それぞれの教育機能を活かして子どもたちの教育を推進する取組み。

バリアフリー

身体的な障がいや年齢に関係なく誰もが利用しやすい環境を整える取組み。

開かれた学びの場

誰もが参加できる教育の機会で、「学び」を促進する環境。

文化観光

文化資源の観覧や体験活動等を通じ、文化についての理解を深める事を目的とする観光。

文化観光推進法（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律）

文化の振興を起点として、観光の振興と地域の活性化につなげ、その経済効果を文化の振興に再投資する「好循環」を生み出すことを目的とした法律。（令和2年5月施行）

文化芸術基本法

文化芸術の創造と享受を人々の権利とし、その振興を図るための基本理念、国や地方公共団体の責務、および施策の基本事項を定めた法律。（平成29年6月改正法施行）

文化芸術推進基本計画

文化芸術基本法に基づき、政府が文化芸術に関する施策を総合的に推進するための基本的計画。（第2期計画／令和6年3月24日閣議決定）

文化財

地球の歴史において発生した自然的所産、あるいは人びとの生活や歴史の中で生まれた文化的所産で、国民の財産として保護すべきもの。

文化資源

人類が創造した多様な文化的所産の総体であり、人の営みによって生み生まれ、現在そして未来にわたり価値のある有形・無形のものすべてを指す。

防虫・防黴設備

文化財の保存に悪影響を与える虫菌害を防ぐための装置や対策技術の総称。

●マ行

埋蔵文化財

土地に埋蔵される文化財で、考古学的な遺跡や遺構（集落跡、古墳など）や遺物（土器など）の総称。

●ヤ行

ユニバーサルデザイン

文化的・身体的な制約等に関わらず、多様な人びとが利用しやすい生活環境のデザイン。もしくは、その施設や設備のこと。

令和7年3月28日

佐渡市告示第97号

(趣旨)

第1条 本市において、佐渡市博物館ビジョンを策定するに当たり、広く有識者等から意見、助言等を求めるため、佐渡市博物館ビジョン検討懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見、助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 博物館ビジョンの策定又は見直しに関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇談会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験又は専門知識を有する者
- (2) 関係機関の職員
- (3) 市職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

(座長)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 懇談会の開催期間は、おおむね1年間を目途とする。

(開催通知)

第7条 市長は、懇談会の開催日時、場所、意見等を求める案件その他必要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 懇談会の参加者又は関係者は、懇談会で知り得た秘密を漏らしてはならない。懇談会が終了した後も、同様とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

佐渡市博物館ビジョン検討懇談会参加者名簿

氏 名	経歴・専門等
伊藤 正一	元高等学校 教諭 佐渡市文化財保護審議委員 佐渡市博物館協議会会長
貝瀬 亮子	新潟県佐渡地域振興局地域振興監
崎尾 均	ボタニカルアカデミー 代表 新潟大学名誉教授 佐渡市博物館協議会委員
庄山 忠彦	「佐渡島の金山」を未来につなぐ会事務局 長
徳永 健一	新潟県博物館協議会 顧問 前県立近代美術館 館長 佐渡市博物館協議会委員
なぐも 友美	にいがた観光カリスマ
羽二生 裕	佐渡市社会教育委員 佐渡市博物館協議会委員
山本 尚代	佐渡観光交流機構経営企画室 室長

佐渡市博物館ビジョン検討懇談会開催経過

回	開催日時	内 容 等
第1回	令和7年5月28日	(1)ビジョン策定のスケジュールについて (2)ビジョン策定の取組みについて (3)博物館に係る法令及び各種計画について
第2回	令和7年8月21日	(1)ビジョン策定に係るアンケートの結果について (2)博物館ビジョン（未定稿）について
第3回	令和7年11月19日	(1)博物館ビジョン暫定版の修正点 (2)博物館ビジョン暫定版の確認
第4回	令和8年2月18日	(1)佐渡市博物館ビジョン（案）の確認 (2)佐渡市博物館ビジョン策定スケジュールの変更について

佐渡市観光文化スポーツ部文化スポーツ課博物館係

〒952-1311 新潟県佐渡市八幡 2041 (佐渡博物館内)

TEL (0259) 52-2447 FAX (0259) 52-2447

Email:museum@city.sado.niigata.jp